

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

【1】胆振東部地震関係

(P1~11)

- 北海道を元気にする中小企業・地域産品・観光等支援施策集【新規】……………北海道・北海道経済産業局
- 胆振東部地震からの復旧・復興に向けた支援策を講じます【新規】……………経済産業局
- 激甚災害指定に伴う追加の被災中小企業・小規模事業者対策を行います【新規】……………経済産業局
- 北海道よろず支援拠点の特別相談窓口で専門家派遣の電話受付を実施します【新規】……………経済産業局
- 胆振東部地震に係る被災中小企業・小規模事業者対策を行います……………経済産業局
- 平成30年台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震の被災に伴う輸出入許可証等の取扱いの特例措置……………経済産業局
- 胆振東部地震により影響を受けた特許等の手続きの取扱い……………経済産業局
- 災害に便乗した悪質商法などにご注意ください……………経済産業局
- 胆振東部地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例について【新規】……………労働局
- 災害関連の融資制度のご案内【更新】……………北海道
- 信用保証料補助制度のご案内【新規】……………北海道

【2】販路拡大・海外展開

(P12~17)

- 中小企業新応援ファンド事業募集のご案内【新規】……………中小企業総合支援センター
- 外国人留学生による道産食品試食評価会への参加企業を募集します【新規】……………北海道国際ビジネスセンター
- どさんこプラザ・テスト販売品(第4四半期分)の募集【更新】……………北海道
- 海外での商談会やフェアなどを実施します【更新】……………北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内……………北海道
- 「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について……………北海道

【3】経営支援・ものづくり

(P18~20)

- 中小企業新応援ファンド事業募集のご案内【新規】(【2】に掲載)……………中小企業総合支援センター
- 商工会及び商工会議所による経営発達支援計画の第6回認定申請の募集を開始します【新規】……………経済産業局
- 平成30年度「地域経済牽引事業支援事業費補助金(戦略分野における地域経済牽引事業支援事業)」2次公募開始【新規】……………北海道
- 平成29年度補正「サービス等生産性向上IT導入支援事業」の3次公募を開始します【新規】……………北海道

【4】融資

(P21~23)

- 災害関連の融資制度のご案内【更新】(【1】に掲載)……………北海道
- 信用保証料補助制度のご案内【新規】(【1】に掲載)……………北海道
- 水産物不漁関連の融資制度のご案内……………北海道
- コストアップに対応する融資制度のご案内……………北海道
- 勤労者福祉資金のご案内……………北海道

【5】雇用の確保

(P24~34)

- 北海道最低賃金(地域)改正のお知らせ……………労働局
- キャリアアップ助成金について……………労働局
- 人材開発支援助成金について……………労働局
- 労働移動支援助成金について……………労働局
- 生涯現役起業支援助成金について……………労働局
- 平成30年7月豪雨の災害に伴う雇用調整助成金の特例及び追加特例について……………労働局
- 戦略産業雇用創造プロジェクトに関する「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」の特例支給(上乘せ)のご案内【更新】……………北海道
- 「働き方改革プラン」の活用について……………北海道
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】……………北海道
- 人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します 北海道ビジネスサポート・ハローワークのご案内について【更新】……………北海道
- 労働相談窓口のご案内【新規】……………北海道

【6】人材育成

(P35~39)

- 中小企業大学校旭川校 11月開講講座のご案内【更新】 …… 中小企業大学校旭川校
- 「生産性向上支援訓練」のご案内 …… 北海道・労働局他
- 能力開発セミナー(11月~平成31年1月開講予定)のご案内【更新】 …… 北海道
- 道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校平成31年度訓練生募集【新規】 …… 北海道

【7】各種相談

(再掲)

- 北海道よろず支援拠点の特別相談窓口で専門家派遣の電話受付を実施します【1】に掲載 …… 経済産業局
- 災害に便乗した悪質商法などにご注意ください【1】に掲載 …… 経済産業局
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【2】に掲載 …… 北海道
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【5】に掲載 …… 北海道
- 人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します 北海道ビジネスサポート・ハローワークのご案内について【5】に掲載 …… 北海道
- 労働相談窓口のご案内【5】に掲載 …… 北海道

【8】イベント・セミナー

(P40~46)

- 平成30年度知的財産権制度説明会(実務者向け)を開催します【新規】 …… 経済産業局
- 海外展示会・商談のリスク対策研修会を開催します【新規】 …… 経済産業局
- 平成30年度「下請取引適正化推進講習会」を開催します【新規】 …… 経済産業局
- スマートクッキング実践講座 ベリー省エネ・節電クッキングを開催します【新規】 …… 経済産業局
- 「これからのエネルギーを考える2018」地域セミナーを開催します【新規】 …… 北海道
- 働き方改革推進に係る包括連携協定「1周年記念セミナー」を開催します【新規】 …… 北海道
- 若手社員向け研修会・管理職向けセミナー・「じもと×しごと発見フェア」のご案内【更新】 …… 北海道

【9】その他

(P47~53)

- 「健康経営優良法人 2019(中小規模法人部門)」認定の申請受付が始まりました【新規】 …… 経済産業局
- 商品の魅力を伝える「新しい」パッケージデザインを募集します【新規】 …… 経済産業局
- モバイルバッテリー等の事故に注意してください【新規】 …… 経済産業局
- 「健康食品」の悪質な電話勧誘にご用心【新規】 …… 経済産業局
- 「知的財産権活用企業事例集 2018」を発刊しました【新規】 …… 経済産業局
- 一目でわかる北海道経済(英語版・中国語版)を取りまとめました【新規】 …… 経済産業局
- 北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を公募 …… 開発局

北海道を元気にする中小企業・地域産品・観光等支援施策集【新規】

(北海道・北海道経済産業局)

北海道及び経済産業省北海道経済産業局では、平成30年北海道胆振東部地震からの迅速な北海道経済復興に向けて、中小企業・小規模事業者をはじめとする関係事業者が活用できるよう、風評被害の払拭、産業基盤の回復と経営再建、北海道経済の成長軌道化に分類し取りまとめた「北海道を元気にする中小企業・地域産品・観光等支援施策集」を作成しました。

なお、今後、内容が追加・変更される可能性もあり、随時情報を更新します。

◆掲載支援事業

- 風評被害の払拭
 - ・観光業の復興(8事業)
 - ・中小企業支援(1事業)
- 産業基盤の回復と経営再建
 - ・中小企業支援(15事業)
 - ・強靱化対策(3事業)
- 北海道経済の成長軌道化
 - 道産品の販路拡大
 - ・全国での道産品の販路拡大支援(5事業)
 - ・海外における道産品の販路拡大支援(6事業)
- 中小企業支援(7事業)

施策支援集は、以下のウェブサイトいずれからも同じ資料がご覧いただけます。

【北海道 URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/guidebook.pdf>

【北海道経済産業局 URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokss/shisakushu/book.pdf>

平成 30 年北海道胆振東部地震からの復旧・復興に向けた支援策を講じます【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害で被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して事業継続・再開に向けた各種支援策を講じます。

平成 30 年北海道胆振東部地震で被災された中小企業への支援策は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30eq_shiensaku/shiensaku.pdf

平成 30 年北海道胆振東部地震による災害が激甚災害として指定されたことに伴い、追加の被災中小企業・小規模事業者対策を行います【新規】

(北海道経済産業局)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という。)に基づき、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害により被害を受けた厚真町、安平町、むかわ町の中小企業者等に対し、中小企業信用保険の特例措置を講ずる政令等が 9 月 28 日に閣議決定され、災害復旧貸付の金利引下げを実施します。

◆被災中小企業者等に対する追加支援措置

(1)中小企業信用保険の特例措置(平成 30 年 10 月 1 日政令公布)

市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を受けた中小企業者が事業の再建に必要な資金を借り入れる際、一般保証とは別枠での信用保証をご利用いただける特例措置を講じます(借入債務の額の 100%を保証)。

	一般保証限度額	災害関係保証限度額
普通保険	2 億円	+2 億円
無担保保険	8,000 万円	+8,000 万円
特別小口保険	2,000 万円	+2,000 万円

(2)日本政策金融公庫による災害復旧貸付の金利引下げ

市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害を受けた旨の証明を受けた中小企業者等を対象に、日本政策金融公庫が実施している災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを行います(貸付後 3 年間、1 千万円まで)。

※従来と異なり、災害救助法適用地域全域の事業者金利引き下げを適用します。

※建物・設備被害、物損に伴う在庫棄損に加え、停電の影響による在庫棄損も対象となります。

《災害復旧貸付制度及び金利引下特別措置の概要》

【資金使途】 運転資金又は設備資金

【貸付限度額】 中小企業事業は別枠で 1.5 億円

国民生活事業は各貸付制度の限度額に上乗せ 3 千万円

【貸付金利】 基準利率(中小企業事業 1.16%、国民生活事業 1.36%)

(貸付期間 5 年以内の基準利率(平成 30 年 8 月 10 日現在))

【金利引下げ】 貸付額のうち 1 千万円を上限として、貸付金利から 0.9%を引下げ(貸付後 3 年間)

※商工組合中央金庫はプロパー融資により貸付を実施(金利は所定の金利)。

北海道よろず支援拠点の特別相談窓口で専門家派遣の電話受付を実施します
～ 被災された中小企業・小規模事業者の相談に応じます ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

北海道よろず支援拠点で特別相談窓口を開設し、被災した事業者の経営の悩みに関する相談体制を強化しています。

また、相談窓口への電話で専門家を派遣します。

◆被災中小企業者等に対する追加支援措置

北海道よろず支援拠点に特別相談窓口を開設し、相談を受け付けています。

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://yorozu.hokkaido.jp/>

◆相談窓口への電話で専門家を派遣

以下の相談窓口への来訪または電話で、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどに精通した専門家を派遣します。

従来は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていましたが、被災された事業者の負担を考慮して、電話のみの相談後に、専門家の派遣を行うことにしました。

専門家の派遣は3回(事業承継に係る課題の場合は5回)まで無料です(「ミラサポ」に登録されている全国の約7,000名の専門家の中から派遣)。

○相談窓口北海道よろず支援拠点((公財)北海道中小企業総合支援センター内)

TEL:011-232-2407

○専門家による経営支援の概要

収益性の改善が図れず、売上げ回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

【主な想定事例】

- ・運転資金確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画と需要見通しの整理や事業計画の策定を支援。
- ・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客獲得等に向けた取組を支援。

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災中小企業・小規模事業者対策を行います

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害に関して、北海道内 179 市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金繰り等に関する相談に対応するため、特別相談窓口を設置しました。

◆平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
(札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 4 階)
TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576、011-709-1783(直通)
FAX:011-709-4138
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp
受付時間:平日 8:30~17:15

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。
なお、道内の電力が復旧するまでの間、道内の一部機関では電話の不通が予想されることから、道外における臨時窓口で対応致します。電力が復旧次第、道内の窓口を設置します。

相談窓口一覧:http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/list.pdf

◆特別相談窓口以外の措置

○災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、北海道の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

災害復旧貸付の概要:http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/kashitsuke.pdf

○セーフティネット保証 4 号の適用

北海道内の災害救助法が適用された各市町村において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、北海道の信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の 100%を保証するセーフティネット保証 4 号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証 4 号の事前相談を開始します。

セーフティネット保証 4 号の概要:http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/safetynet.pdf

○既往債務の返済条件緩和等の対応

北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

○小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された北海道内の各市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

小規模企業共済災害時貸付の概要:http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/kyousai.pdf

平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震の被災に伴う輸出入許可証等の取扱いの特例措置

(北海道経済産業局)

経済産業省では、平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震の現況を勘案し、当分の間、被災地輸出入業者等による外国為替及び外国貿易法の輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令上の申請手続等について、特例的な措置を講ずることとします

本特例措置については、以下をご覧ください。

貿易管理：http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震の被災に伴う輸出入許可証等の取扱いの特例措置について：

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/misc/2018/20180907_saigaitokurei.pdf

なお、特例措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。

平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により影響を受けた特許等の手続の取扱い
(北海道経済産業局)

特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願等の手続について、平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする地震の影響を受けて所定期間内に手続ができなくなった方は、事情を説明する文書を添付していただくことで、有効な手続として認められる場合があります。

詳細については以下をご覧ください。

平成 30 年北海道胆振東部地震により影響を受けた手続の取り扱いについて:

http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/hokkaido_zisin_180906.htm

災害に便乗した悪質商法などにご注意ください

(北海道経済産業局)

地震など災害時には、それに便乗した悪質商法が多発しています。また、義援金詐欺の事例も多数報告されています。

お困りの際には一人で悩まず、以下の相談窓口にご相談ください。

◆相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 消費者相談室

TEL:011-709-1785(相談専用)

受付時間:10:00~12:00/13:00~16:15

※月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始除く)

消費者ホットライン

TEL:188

上記へお電話ください。

最寄りの消費生活センターへ電話が繋がります。

詳細は以下をご覧ください。

消費者ホットライン 188

http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/

◆実際にあったトラブル事例

点検商法

屋根だけ点検させてもらいたいと、突然、建設会社が自宅を訪問してきた。

業者は「今のうちに屋根の塗装をしておけば安心だ。」と言って、「契約書だけでも書かせてほしい。」と迫られ、仕方なく工事期間を4月から5月とする工事代金336,000円の契約書に署名してしまった。

2週間ほどたったところで、やはりお金の都合がつかないのでキャンセルしたいと申し出たところ、クーリング・オフ期間が過ぎているので、契約書の記載にしたがって32,000円の違約金を払ってもらうと請求された。

公的な制度のほのめかし

「行政機関から補助金が出る」と、震災後のリフォーム工事の勧誘があった。

近所も液状化現象が起きており、今後補修工事が必要な家族はたくさんある。

しかし、実際に調べてみると補助金は無く、ウソであることがわかった。

寄付金、義援金

・ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。

・市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。

平成 30 年北海道胆振東部地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例について【新規】

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●概要

今般の平成 30 年北海道胆振東部地震の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、平成 30 年 9 月 21 日に特例措置を講じました。

●特例の対象となる事業主

平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主(※平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。)

●特例の内容

本特例は、休業等の初日が平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 3 月 5 日までの間にある、上記特例の対象者となる事業主に対して適用する。

(遡及適用)

現行、休業等に係る計画届は事前の提出が必要ですが、平成 30 年 9 月 6 日以降に初回の休業等がある計画届の提出に関しては、平成 30 年 12 月 20 日までに提出のあったものについては、休業等の前に届出られたものとする。

- ① 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する。
- ② 北海道胆振東部地震発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする。
- ③ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

平成 30 年北海道胆振東部地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01454.html

災害関連の融資制度のご案内 **【更新】**

(北海道)

道では、胆振東部地震により直接又は間接の被害を受けた中小企業者等の皆様の早期復旧と経営の安定を図るための融資制度をご用意しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【災害復旧】	
融資対象	(1)道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成 30 年北海道胆振東部地震の直接又は間接の被害により、経営に影響を受けているもの <適用地域> 道内全市町村 (2)中小企業者信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ※特定中小企業者の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要となります。 ① 指定地域において、事業を1年以上継続しておこなっていること ② 平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること <指定地域> 道内全市町村 <指定期間> 平成30年9月6日～平成30年12月18日	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	設備資金 8,000 万円以内	運転資金 5,000 万円以内
融資期間	10 年以内(うち据置 2 年以内)	
融資利率	【固定金利】 5 年以内 年 1.0% 10 年以内 年 1.2%	【変動金利】 年 1.0% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする。 【保証料率】 (1)一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.40%～1.71%(9段階) 特別小口保険適用の保証 年0.64%	【保証料率】 (2)セーフティネット保証又は災害関連保証適用の場合 普通保険適用の保証 年0.70% 無担保保険適用の保証 年0.68% 特別小口保険適用の保証 年0.48%
取扱期間	平成 31 年 3 月 31 日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。(併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億3千万円が限度となります。)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

信用保証料補助制度のごあんない【新規】

北海道と北海道信用保証協会では、胆振東部地震により被害を受けた中小企業者等の皆様の早期復旧と経営の安定を図るため、北海道の中小企業総合振興資金(災害復旧)を利用した方の保証料の一部を補助します。

なお、厚真町、安平町、むかわ町の中小企業者等の皆様は、保証料の全額を補助します。

1 補助制度の概要

補助を受けられるのは誰？	☞ 道の中小企業総合振興資金を利用される方
対象となる資金は何？	☞ 「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」が対象です。 ↓ 詳細は「前ページ 災害関連の融資制度のご案内」を参照ください。
補助の対象は？	☞ 信用保証協会に支払う保証料
補助の割合(補助率)は？	☞ <u>保証料総額の1/3</u> を補助します。 ただし、 <u>厚真町、安平町、むかわ町</u> の皆様は、 <u>保証料総額の10/10</u> を限度とし、平成30年度に支払う保証料の範囲内とします。
補助金はいつ申請するのか？	☞ 対象となる資金を借り入れた日から30日以内に道(経済部中小企業課)へ申請してください。ただし、申請期限は平成31年3月29日までとなります。
補助制度の取扱期間は？	☞ 平成31年3月までに融資を受ける方が対象です。
保証料率はいくらか？	☞ <一般保証を利用する場合> 経営状況に応じて9段階(0.40%~1.71%)の料率体系になっています。 <経営安定関連保証を利用する場合> 普通保険適用の場合 年 0.70% 無担保保険適用の場合 年 0.68% 特別小口保険適用の場合 年 0.48% <u>※保証料率については、北海道信用保証協会の独自割引措置が適用されています。(上記は割引適用後の保証料率)</u>
保証料はどれくらい掛かるのか？ (補助金の交付額は？)	☞ 上記の保証料率のほか、融資金額や融資期間に基づき算出します。 例えば、一般保証を利用し、保証料率 0.9%の企業が、1,000万円を分割返済で10年間借りた場合、保証料は495,000円(道からの補助率が1/3の場合、補助金は165,000円)になります。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道中小企業新応援ファンド事業募集のご案内 **【新規】**

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、新たに道内の創業者、中小企業者等を対象とした北海道中小企業新応援ファンド事業の募集を開始しました。

ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆ 公募期間

平成30年10月5日(金)～11月5日(月)

◆ 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ(担当:林、兜、河上)

TEL:011-232-2403 E-mail:info@hsc.or.jp

◆ ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/news/fund/>

◆ 中小企業応援ファンド事業メニュー

事業名	対象者	事業概要	助成限度額	助成率
創業促進支援事業	道内の創業者(※1)	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組に要する経費の一部を助成します。	100万円	1/2以内
地域資源活用型事業化実現事業	道内の中小企業者等	道内の地域資源(※2)を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。	150万円	
製品開発チャレンジ支援事業	道内の中小企業者等	本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析等の取組に要する経費の一部を助成します。	50万円	

※1「創業者」とは、道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は前年度以降に創業した中小企業者をいいます。

※2「地域資源」とは、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、北海道が地域産業資源として指定しているものをいいます。

外国人留学生による道産食品試食評価会への参加企業を募集します【新規】

(北海道国際ビジネスセンター)

北海道国際ビジネスセンターでは、道産食品の海外販路拡大を図るため、道内の食品メーカーが製造・開発する商品を対象に各ターゲット国で売れるための商品づくりやブランドの確立を目的として、この度、外国人留学生による道産食品の試食評価会を開催するとともに、評価会に参加するメーカー・商品を募集します。
(ホームページ：<http://www.dousanhin.com/hibc/>)

- 日 時 平成30年12月1日(土)10:30~14:30
- 場 所 キッチンスタジオ ブールバード <https://www.boulevard-k.com/>
札幌市中央区大通西10丁目4 南大通ビル地下2階
- 主 催 北海道国際ビジネスセンター(戦略産業雇用創造プロジェクト 道産食品・食材ブランド戦略事業部会)
- 応募対象 道内に拠点や工場等を有する企業(メーカー)
- 応募数 最大8企業8商品
- 応募商品 道産農林水産物を使用した加工食品 1社1商品
- 試食者 道内在住の外国人留学生 12名(予定) ※対象国:台湾、タイ、シンガポール
- 当日の概要 ①参加企業から商品の紹介
②外国人留学生による商品の試食
③試食結果を基にした商品についての意見交換
④アンケート調査の実施
※1社あたり30分間とします

■結果の提供

参加企業が行う今後の海外展開等への支援として、外国人留学生との意見交換やアンケート結果等を開催結果(報告書)として取りまとめ、後日、参加企業へ提供します。

※詳細は、北海道国際ビジネスセンターのホームページをご参照ください。

■応募方法・期限

参加申込書に必要事項を記載のうえ、11月2日(金)までに、下記申込先までFAXまたはメールによりお申し込みください。

■お問合せ先・お申込み先

○北海道国際ビジネスセンター 担当:中村

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階
TEL 011-251-2700 FAX 011-251-2629 E-mail hibc@dousanhin.com

○一般社団法人 北海道貿易物産振興会 担当:村中

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階
TEL 011-251-7976 FAX 011-251-0230

北海道どさんこプラザ・テスト販売品（第4四半期分）の募集について【更新】

（北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。

10月1日から11月20日まで、平成31年1月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋は加工食品のみ)

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4)指定する食品検査を実施していること(食品の場合)。
- (5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること(食品の場合)。

◆募集期間

10月1日(月)から11月20日(火)まで

◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ (TEL:011-204-5766)

海外での商談会やフェアなどを実施します【更新】

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やフェアなどを実施(外部委託)します。内容については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

◆主な事業内容・問い合わせ先

【UAE】

事業内容

- ・普及啓発セミナーの開催
- ・海外現地商談会の開催(12月上旬)

問い合わせ先

受託事業者:株式会社北海道二十一世紀総合研究所 TEL011-231-3053

【台湾・香港・マレーシア】

事業内容

- ・普及啓発セミナーの開催
- ・海外現地商談会の開催(マレーシア(9月6日開催済み)、台湾(10月30日)、香港(10月9日開催済み))

問い合わせ先

受託事業者:一般社団法人北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)北海道貿易センター TEL011-261-7434

【タイ・シンガポール】

事業内容

- ・普及啓発セミナーの開催
- ・現地商談会の開催(タイ(11月15日)、シンガポール(11月26日))
- ・フェアの開催(タイ(11月9日~11月20日))

問い合わせ先

受託事業者:一般社団法人北海道貿易物産振興会 TEL011-251-7976

【アドバイザー事業】

事業内容

- ・海外現地アドバイザーの配置(タイ、シンガポール各1名)
- ・道内アドバイザーの配置(東アジア担当、北米及びEU担当、イスラム圏担当各1名)

問い合わせ先

受託事業者:一般社団法人北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通))

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所 : TEL 011-330-8810

- ・ 輸出先国の各種規制・制度 (放射性物質、検疫等)
- ・ 輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道 : TEL 011-261-7434

- ・ 輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・ 輸出手続きについて ・ 見本市・商談会に関する情報 等

◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。
 農林水産省 : TEL 03-6744-7155 ジェトロ : TEL 03-3582-5646
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf


◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

◆用途

- 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
 - 北海道内で生産された農林水産物
 - 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階
北海道国際ビジネスセンター
TEL 011-251-2700/FAX 011-251-2629
<http://www.dousanhin.com/hibc/>

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済グループ (TEL:011-204-5339)

商工会及び商工会議所による経営発達支援計画の第6回認定申請の募集を開始します【新規】
(北海道経済産業局)

経済産業省では、小規模支援法に基づいて商工会及び商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に係る第6回認定申請手続を公表しました。

◆認定申請手続

- ・北海道管内の商工会及び商工会議所は、申請書提出期間内に北海道経済産業局まで認定申請書をご提出ください。
- ・申請を検討されている北海道管内の商工会及び商工会議所は、お早めに当局までご相談ください
- ・認定申請を行うにあたっては、以下に掲載されている「経営発達支援計画の申請ガイドライン」を参照の上、認定申請様式に必要な事項をご記入ください。

《第6回認定スケジュール》

平成30年11月1日(木)～11月8日(木)申請書提出期間
平成31年3月中 第6回認定(予定)

◆経営発達支援計画の申請ガイドライン・様式

経営発達支援計画の申請ガイドライン、認定申請様式のダウンロードについては以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2018/180906nintei.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
TEL:011-709-2311(内線 2576)
FAX:011-709-4138
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

平成 30 年度「地域経済牽引事業支援事業費補助金（戦略分野における地域経済牽引事業支援事業）」2次公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省では、平成 30 年 11 月 9 日（金）まで、平成 30 年度「地域経済牽引事業支援事業費補助金（戦略分野における地域経済牽引事業支援事業）」の 2 次公募を募集しています。

◆事業の目的

本補助金は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 29 年法律第 47 号）（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が 2 者以上（少なくとも 1 者は中小企業者）で連携して、同計画の実施に必要な戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域商社、観光等）での設備投資を行う場合に、初年度の設備投資に補助することにより、地域における経済活動を牽引する事業を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とします。

【補助対象経費】

機械装置費（機械装置等及び専用ソフトウェアの購入、製作、改良又は据付けに要する経費）

【補助率】

中小企業者：補助対象経費の 1/3 以内

非中小企業者：補助対象経費の 1/4 以内

【1 事業あたりの補助上限額】

補助事業者数が 2 者の場合：5,000 万円

補助事業者数が 3 者の場合：7,500 万円

補助事業者数が 4 者以上の場合：1 億円

ただし、非中小企業者が含まれる場合は、補助事業者数にかかわらず、補助上限額を 5,000 万円とします。また、非中小企業者への補助額は、補助額全体の 1/2 未満とします。

◆募集締切

平成 30 年 11 月 9 日（金）17:00 必着

◆申込方法

公募要領・交付申請手続きの詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2018/k181003001.html>

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL:011-709-1775

FAX:011-709-1779

E-mail: hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

平成 29 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の 3 次公募を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)サービスデザイン推進協議会(事業事務局)では、平成 30 年 11 月 19 日(月)まで平成 29 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」(IT 導入補助金)の 3 次公募を募集しています。

◆事業内容

生産性向上に資する方策として、IT 導入支援事業者が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業者に対し、導入費用の一部について補助を行います。

【補助対象事業者】

国内で事業を行う中小企業、小規模事業者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人 等

【補助対象事業】

事務局が認定した「IT 導入支援事業者」が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業

※補助対象となる IT ツールは以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.it-hojo.jp/>

【補助率及び補助上限・下限額】

補助率:対象経費の 1/2 以内

上限額:50 万円、下限額:15 万円

◆募集締切

平成 30 年 11 月 19 日 (月)

◆申請方法

公募要領・交付申請手続きの詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.it-hojo.jp/procedure/>

◆問い合わせ先

(一社)サービスデザイン推進協議会

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル:0570-000-429 ※通話料がかかります

IP 電話等からの問い合わせ先:042-303-1441

受付時間:9:30~17:30(土・日・祝日を除く)

水産物不漁関連の融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るための融資制度をご用意しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	
融資対象	(1)水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等 (2)漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が 20%以上であるとともに、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少することが見込まれる中小企業者等	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 5年以内 年 1.0% 10年以内 年 1.2%	【変動金利】 年 1.0% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年 0.45%~1.90%(9段階) 特別小口保険適用の場合 年 0.72%	
取扱期間	平成30年12月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・原油・原材料価格の高騰の影響によって売上原価や販管費が増加している方・・・

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1%、5年以内 1.3%、 7年以内 年1.5%、10年以内 1.7% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤 労 者 福 祉 資 金 の ご 案 内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道最低賃金（地域）改正のお知らせ（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

もう、チェックした！

北海 道 の 最 低 賃 金



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 835 30. 10. 1 発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 850 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 927 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 842 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 845 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
 - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
 - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
 - 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」へ ～
相談窓口0800-919-1073(札幌)、0120-332-360(旭川)(まずは気軽にお電話を！)
詳細は <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hokkaidou/>

キャリアアップ助成金について（北海道労働局）

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成30年4月1日改正）

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合（1人当たり）	①有期→正規： 57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ②有期→無期：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>） ③無期→正規：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>）
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 4人～6人：19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） 7人～10人：28万5,000円<36万円>（19万円<24万円>） 11人～100人：1人当たり28,500円<36,000円>（19,000円<24,000円>） ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 4人～6人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 7人～10人：14万2,500円<18万円>（95,000円<12万円>） 11人～100人：1人当たり14,250円<18,000円>（9,500円<12,000円>）
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>）
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（1.5万円<1.8万円>）加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>（1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合（基本給の増額割合に応じて、1人当たり）	3%以上 5%未満：19,000円<24,000円>（14,250円<18,000円>） 5%以上 7%未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 7%以上 10%未満：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 10%以上 14%未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 14%以上： 95,000円< 12万円>（71,250円<90,000円>）
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）	5時間以上延長 19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） ※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り5時間未満の延長でも助成 1時間以上2時間未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 2時間以上3時間未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 3時間以上4時間未満：11万4,000円<14万4,000円>（85,500円<10万8,000円>） 4時間以上5時間未満：15万2,000円<19万2,000円>（11万4,000円<14万4,000円>）

※人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

人材開発支援助成金について（北海道労働局）

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：（ ）内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	中小企業 中小企業以外 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)%(※2)】 賃金助成:760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)%(※2)】 賃金助成:960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	中小企業 事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
教育訓練休暇付与コース	中小企業	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成:30万円	定額助成:36万円
特別育成訓練コース (旧キャリアアップ 助成金人材育成 コース) (※3)	中小企業 中小企業以外	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練

※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

労働移動支援助成金について（北海道労働局）

労働移動支援助成金については、平成30年4月1日付けの制度改正に伴い、整理統合が行われました。「移籍人材育成支援コース」が廃止され、「人材育成支援コース」が一部内容を変更のうえ、「早期雇入れ支援コース」の上乗せ助成として統合されたほか、「再就職支援コース」の委託開始申請分の支給の廃止、「中途採用拡大コース」の生産性要件を除外し、生産性が向上した場合の上乗せ助成が創設されました。主な改正内容は以下のとおりとなっています。

1 移籍人材育成支援コース及び人材育成支援コース（廃止）

- 平成30年3月31日で廃止。

2 早期雇入れ支援コース（拡充）

- 人材育成支援として、早期雇入れ支援対象となる労働者に対してOff-JT又はOff-JT及びOJTを行った事業主に対して上乗せ助成。
- 訓練計画を作成するなど、事前手続きが必要となります。

（支給額）

賃金助成	訓練 1時間 あたり	通常助成	優遇助成	優遇助成(賃金上昇区分)
訓練経費助成		Off-JT 900円	Off-JT 1,000円	Off-JT 1,100円
		OJT 800円	OJT 900円	OJT 1,000円
訓練経費助成		Off-JT実費相当額		
		上限30万円	上限40万円	上限50万円

3 再就職支援コース（変更）

- 委託開始申請分の支給を廃止。
- 再就職支援を委託した職業紹介事業者の支援を受けずに再就職が実現した場合は、助成対象外。

4 中途採用拡大コース（拡充）

- 中途採用拡大助成の生産性要件を支給要件から除外。
- 中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対して生産性向上助成として追加助成。

（生産性向上助成支給額）

助成区分	生産性向上助成額
中途採用率向上	1事業所あたり 25万円
45歳以上初採用	1事業所あたり 30万円

◆各コースの詳しい制度内容等については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

生涯現役起業支援助成金について（北海道労働局）

これから起業を行う皆様、事業を開始して間もない法人事業主、個人事業主の皆様が活用できる助成金です。

●概要

1. 雇用創出措置助成分

中高年齢者(40歳以上)の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員(中高年齢者等)の雇入れを行う際に要した、雇用創出にかかる費用の一部を助成します。

2. 生産性向上助成分

雇用創出措置助成分の助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上している場合に、別途生産性向上にかかる助成金を支給します。

雇用創出措置とは・・・

対象労働者(※)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

(※:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇入れられた人)

●支給額

1. 雇用創出措置助成分

起業時の年齢区分に応じて、計画期間内に生じた雇用創出に要した費用(※)の合計に、以下の助成率を乗じた額を支給します。

※費用ごとに上限額がありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

起業時の年齢区分	助成率	助成額の上限
起業者が高年齢者(60歳以上)の場合	2/3	200万円
起業者が上記以外の者(40歳～59歳)の場合	1/2	150万円

2. 生産性向上助成分

「1. 雇用創出助成分」により支給された助成額の1/4の額を別途支給します。

※例:雇用創出措置助成分として100万円の助成金が支給されている場合には、その1/4の25万円が別途支給されます。

●以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

平成 30 年 7 月豪雨の災害に伴う雇用調整助成金の特例及び追加特例について

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●概要

今般の平成 30 年 7 月豪雨の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、平成 30 年 7 月 17 日及び平成 30 年 7 月 25 日に特例措置を講じました。

●特例の対象となる事業主

平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主(※平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。)

●特例の内容

本特例は、休業等の初日が平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 1 月 4 日までの間にある、上記特例の対象者となる事業主に対して適用する。

- ①休業を実施した場合の助成率を引き上げる(※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】
- ②支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長(※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)
- ③新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする。
- ④過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする。
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する。
- ⑤生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する。
- ⑥平成 30 年 7 月豪雨発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする。
- ⑦最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

平成 30 年 7 月豪雨の災害に伴う雇用調整助成金の特例について(平成 30 年 7 月 17 日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00372.html

平成 30 年 7 月豪雨の災害に伴う雇用調整助成金の追加特例について(平成 30 年 7 月 25 日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00570.html

戦略産業雇用創造プロジェクトに関する

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」の特例支給（上乘せ）のご案内

（北海道）

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「地域産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、国の補助を受け、良質で安定的な雇用の創出を推進しています。

道では、『食』と自動車・食関連機械を主体とした『ものづくり』、『健康長寿』分野のプロジェクト事業を実施する北海道産業雇用創造協議会を民間と協働で運営し、協議会の賛助会員として参画する事業主（指定された下記業種に限る。）が新たに設備投資を行い、所定期間内に3人以上を雇い入れ、支給要件を満たせば、北海道労働局の「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」に一人当たり50万円が上乘せ支給（第一回目の支給に限り）されます。

◆概要

- ◇受付期限 平成31年3月29日(金)まで
- ◇対象地域 道内全域(同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域以外の地域を含む)
- ◇指定業種 『食』・自動車・食関連機械を主とした『ものづくり』・『健康長寿』分野に関連する次のもの

農業(※)、林業(※)、漁業(※)、水産養殖業(※)、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、情報サービス業、飲食料品卸売業、学術・開発研究機関、保健衛生

<(※)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく事業計画の認定を受けた食に関する6次産業化に取り組む事業者に限ります。>

◆申込・問い合わせ先

（詳細はお問い合わせください。）

北海道産業雇用創造協議会

産業雇用創造プロジェクトチーム事務局（担当：内藤・竹中）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内（本庁舎9階）

TEL：011-231-4111（内線 26-766） FAX：011-232-1038

◆戦略産業雇用創造プロジェクトホームページ

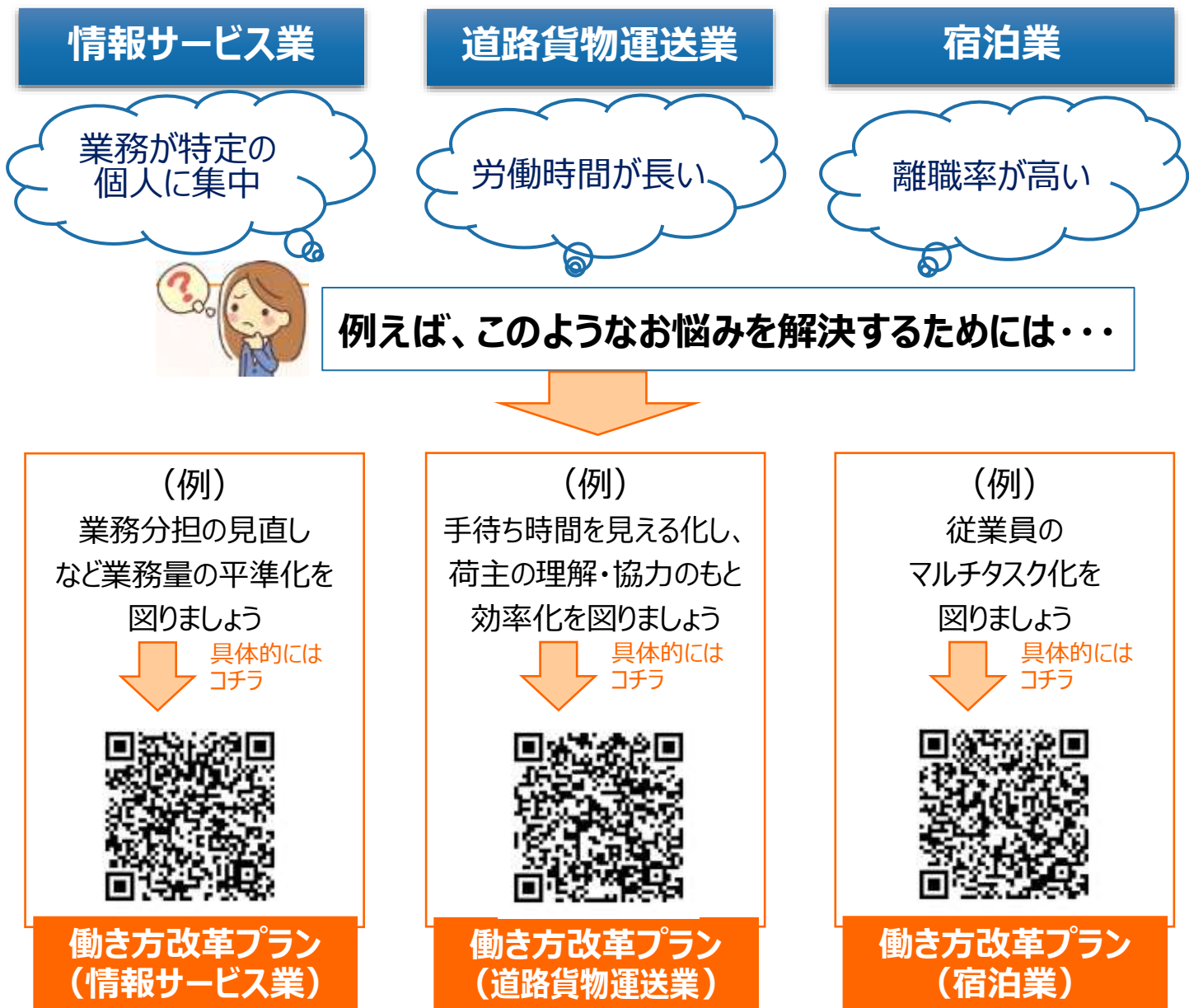
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

「働き方改革プラン」の活用について

(北海道)

道では、人手不足が特に顕著な「情報サービス業」、「道路貨物運送業」、「宿泊業」の3業種について、事業主の方々が、働き方改革として取り組むべき具体的な項目やその目的、標準的な手法を示した「働き方改革プラン」を作成しました。

ぜひ、職場環境の整備、業務改革などを実践するための手引書としてご活用ください。



※ QRコードを読み取れない方は、ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/kaikakuplan.htm>

◆ お問い合わせ先
北海道経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室
TEL 011-204-5354

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが無料で受けられます

■ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

■ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき3回まで)

■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を開催！

<< 10～11月の予定 >> ※相談対応者は「社会保険労務士」です

10月	会場	11月	会場
11日(木) 13:00～16:00	三井生命函館若松町ビル 会議室 (函館市若松町 6-7)	2日(金) 13:00～16:00	留萌振興局 1階 102 会議室 (留萌市住之江町 2丁目 1-2)
12日(金) 13:00～16:00	宗谷総合振興局 2階 2号会議室 (稚内市末広 4丁目 2-27)	6日(火) 13:00～16:00	三井生命函館若松町ビル 6階会議室 (函館市若松町 6-7)
15日(月) 13:00～16:00	室蘭市中小企業センター 小会議室C (室蘭市東町 4-29-1)	9日(金) 13:00～16:00	日高振興局 2階 201号会議室 (浦河町栄丘東通 56号)
17日(水) 13:00～16:00	帯広経済センタービル 第1会議室 (帯広市西3条南 9丁目)	12日(月) 13:00～16:00	室蘭市中小企業センター 小会議室C (室蘭市東町 4-29-1)
24日(水) 13:00～16:00	道北経済センタービル 4階集会室 (旭川市常盤通 1丁目)	12日(月) 13:00～16:00	道東経済センタービル 第1小会議室 (釧路市大町 1丁目 1番 1号)
25日(木) 13:00～16:00	オホーツク労働事務所 (北見市青葉町 8番 11号)	21日(水) 13:00～16:00	道北経済センタービル 4階集会室 (旭川市常盤通 1丁目)
26日(金) 13:00～16:00	根室振興局 1階 小会議室 (根室市常磐町 3丁目 28番地)	21日(水) 13:00～16:00	帯広経済センタービル 第1会議室 (帯広市西3条南 9丁目)
29日(月) 13:00～16:00	道東経済センタービル 第1小会議室 (釧路市大町 1丁目 1番 1号)	29日(木) 13:00～16:00	オホーツク労働事務所 (北見市青葉町 8番 11号)

詳細及び12月以降の予定については、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすために業務の効率化を図りたい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げたい
- ◇ 会社の風土改革と社員の意識改革を高めたい など



◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内
 TEL:0120-495-595(専用電話) Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp FAX:011-206-1498
 URL:http://www.lilac.co.jp/hataraki/ 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】
 (北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)
 場所:札幌市中央区北1条西2丁目2
 北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)
 TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351
 利用料:無料

◆11月の事務所向けセミナー

・各種助成金の活用

①「キャリアアップ助成金」	11/6(火)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金)	11/13(火)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」	11/20(火)	14:00~16:00
④「人材確保等支援助成金」(旧職場定着支援助成金)	11/27(火)	14:00~15:30

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65 歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30 分)

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」	11/15(木)	14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	11/22(木)	14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」	11/29(木)	14:00~16:00

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。

・セミナー会場は、北海道ビジネスサポート・ハローワークです。

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.htm

労働相談窓口のご案内【新規】

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

- フリーダイヤル 0120-81-6105
- 相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00
<土曜日> 13:00～16:00
※祝日、12月29日～1月3日を除く

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

- 相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

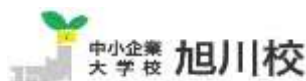
【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索





中小企業大学校旭川校 11月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成30年11月に開講する研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.21 目標を実現する 利益・資金計画の考え方と進め方 ～PDCAで実現できる！計画的な利益とキャッシュフローの確保～

本研修では、利益と資金の違いを理解した上で、企業価値を高めるキャッシュフロー重視の利益計画や、それに密接に関わる資金計画の作り方を学びます。また、利益・資金計画をPDCAを回しながら継続的に改善できるようになることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 計画の作り方だけでなく、計画通りに進めるための管理手法(PDCA)が分かります。
2. 自社のデータを使うだけでなく、個別指導も受けられますので、実践的に学ぶことができます。
3. 演習では、講師が個別・丁寧にアドバイスをしますので、一人ひとりが自社に合った利益・資金計画を作れるようになります。

◆研修期間 11月12日(月)～13日(火)、12月10日(月)～11日(火) 延べ4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 経営者・経営幹部(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 太田光栄税理士事務所 所長 太田 光栄氏
玉上税理士事務所 所長 玉上 昌浩氏
経営相談所スリーエイチ 代表 江崎 泰将氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fdne.html>

No.22 社内を活性化する IT 活用

～使えるITの導入で実現できる、風通しの良い会社づくり～

本研修では、コミュニケーションの強化や組織の活性化を図り、社員の能力を最大限に引き出せる職場を作るためにすぐ使えるIT活用について、事例研究・ケース演習を交えて分かりやすく学びます。

◆この研修のポイント

1. 情報が見えるようになると、壁がなくなり組織が活性化することが、事例を通して具体的に見えてきます。
2. 組織活性化に向けた課題を抽出し、整理する機会になります。
3. 自社に合った組織活性化に有用なITツールの導入の進め方を実践的に学ぶことができます。

◆研修期間 11月15日(木)～16日(金) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 ネットビジネス・テクノロジー 代表 中小企業診断士 大森 良夫氏
[事例講師]株式会社 fonfun 代表取締役社長 林 和之

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fdq8.html>

No.23 観光業のためのマネージャー養成講座
～最新事例に学ぶ！旅館・ホテル業の戦略とマネジメント～

本研修では、旅館・ホテル業界の売上・収益アップや新規国内需要の掘り起こし、インバウンド市場の取り込みなどにつながる顧客ニーズへの様々な対応策について「顧客の視点」で捉えるとともに、経営体質を改善・強化するための計数の見方を含みマネジメント考え方と手法を学びます。

◆この研修のポイント

1. 旅館・ホテルマネージャーに必要なマネジメント力の強化を図ります。
2. 事例を通じて、域外(海外)からの集客と生産性向上を図る戦略と対策を学びます。
3. 演習を通じて、経営体質改善のポイントと「顧客の視点」による対応策を学びます。
4. 事前ヒアリングにより個別相談時間を設け、対応策についてアドバイスいたします。

◆研修期間 11月19日(月)～21日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部・管理者、後継者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社一の湯 代表取締役社長(神奈川県箱根長) 小川 晴也氏
宮公認会計士・税理士事務所 所長 宮 直史氏
観光ビジネス総研 代表 刀根 浩志氏
株式会社地球の歩き方 T&E 特別顧問 川端 祥司氏
株式会社とと屋 女将(京都府京丹後市) 池田 香代子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fdt2.html>

No.24 顧客からの信頼を高める品質管理の進め方
～QC7つ道具の徹底活用で実現する品質向上と不良率低減～

本研修では、品質不良による損失を低減することで利益に貢献するのみならず、顧客からの信頼を高める効果が期待できる、「品質を工程で作りこむ」と言われるQC(クオリティーコントロール)の考え方とその管理の進め方を学ぶとともに、自社の品質管理における課題を検討します。

◆この研修のポイント

1. 「品質は工程で作りこむ」と言われるQCの考え方や、QC7つ道具等の手法を学ぶことができます。
2. QC7つ道具を活用して実務で品質改善できる能力を身につけます。
3. 製品の不良率を低減させ品質を向上させることで、利益に貢献するだけでなく、顧客からの信頼アップを目指します。

◆研修期間 11月26日(月)～28日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 PQMコンサルティング 代表 増田 信一氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fdvw.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>



「生産性向上支援訓練」のご案内

(北海道、労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

◆ 生産性向上支援訓練のポイント

① 訓練を受講して生産性アップ!

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

② オーダーメイドで訓練を実施!

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は6～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

※平成30年4月開講コースから、6～11時間の短時間コースも設定できるようになりました。

③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円～6,000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

※助成金の受給には、一定の要件(訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること。10時間以上の訓練であること等)を満たす必要があります。

◆ ご利用までの流れ

① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

※期限内に受講料の支払いがない場合は訓練を受講することができません。

問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター(担当：大橋、山岸)

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL:011-640-8828(専用電話) FAX:011-640-8958 Email:hokkaido-seisan@jeed.or.jp

能力開発セミナー（11月～平成31年1月開講予定）のご案内【更新】
（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

11-1月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科②	消防設備	札幌市		○	○		H31.1.17	H31.1.18	2	14	20
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	機械製図科	製図基礎	函館市	○			○	H31.1.15	H31.1.24	8	30	10
	溶接科	アーク溶接特別教育	函館市	○		○		H31.1.22	H31.1.25	4	26	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H30.12.1	H30.12.2	2	14	10
旭川高等技術専門学院稚内分校 0162-33-2636	配管科	建築配管	稚内市		○	○		H31.1.18	H31.1.19	2	12	15
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	電気工事科Ⅱ	電気工事応用	帯広市	○			○	H30.11.13	H30.11.29	7	14	20

北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の

平成31年度の訓練生を募集します！

【新規】（北海道）

道立高等技術専門学院(全道8学院)と国立北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っており、平成31年度の訓練生を募集します。募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。また、各高等技術専門学院等のホームページを開設していますので、次のアドレスよりご覧ください、

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

◆ 選考日程等

施設 (選考区分)	高等技術専門学院		障害者職業能力開発校
	推薦選考	一般選考	一般選考
出願期間	平成30年11月1日(木) ～11月20日(火)	平成30年11月21日(水) ～12月10日(月)	平成30年11月1日(木) ～11月20日(火)
選考日	平成30年11月22日(木)	平成30年12月14日(金)	平成30年12月3日(月)
応募資格	○学校長推薦 平成31年3月高校卒業見込み等の方	○学び直し若年者自己推薦 35歳未満の高校を卒業した方等 〔2学院(室蘭、苫小牧)の全訓練科と5学院(函館、旭川、北見、帯広、釧路)の自動車整備科が対象です〕	高校を卒業した方若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められた方(平成31年3月卒業見込みの方を含む) ただし、障害者校の短期課程の総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方
試験内容	学力試験(国語、数学)		面接試験
その他	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。		

◆ お問い合わせ先

名称	郵便番号	住所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1番1号	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356番地1号	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9番5号	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6番10号	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目18番地1号	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2番51号	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774
北海道経済部人材育成課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5359

平成 30 年度知的財産権制度説明会（実務者向け）を開催します【新規】

（北海道経済産業局）

特許庁、経済産業省北海道経済産業局では、知的財産の業務に携わっている実務者の方を対象に、制度の円滑な運用を図るため、実務上必要な知識の習得を目的とした「平成 30 年度知的財産権制度説明会（実務者向け）」を開催します。

本説明会では特許・意匠・商標の審査基準やその運用、審判制度の運用等について、解説します。

◆開催概要

【日程】平成 30 年 11 月 1 日(木) 10:00～17:40

【場所】TKP 札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム 3A
（札幌市北区北 7 条西 2 丁目 9 ベルヴェオフィス札幌 3 階）

【定員】各日 70 名(先着順・参加無料(説明会テキストも当日会場にて無料配布))

【対象】知的財産制度について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産業務に携わっている実務者の方 等

◆プログラム

10:00～商標の国際登録制度(マドリッド制度)について〔管理実務〕(制度全般・オンラインサービス)

13:00～商標の審査基準及び審査の運用

16:10～特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査

◆申込方法

参加申込方法、説明会の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.jit2018.go.jp/>

海外展示会・商談のリスク対策研修会を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、海外展示会・商談の際の知的財産に関するリスク対策研修会を開催します。

近年、北海道産の農水産品や菓子等が「北海道ブランド」として海外でも人気を博する中、模倣品の流通や商標の先取り出願などの被害が中小企業を中心に増加しています。

本研修では、当局が作成したマニュアル冊子を基に、海外展示会への出展や商談の場面に潜む知財リスクと、その対策方法について解説します。

◆開催概要

○帯広会場

【日時】平成30年11月21日(水)14:00～16:00

【場所】十勝産業振興センター(帯広市西22条北2丁目23-9)

【定員】30名(先着順、参加費無料)

申込締切:平成30年11月19日(月)

○函館会場

【日時】平成30年11月27日(火)14:00～16:00

【場所】北海道立工業技術センター(函館市桔梗町379-32)

【定員】30名(先着順、参加費無料)

申込締切:平成30年11月22日(木)

◆プログラム

○海外展示会・商談のリスク対策研修会

当局が作成したマニュアル冊子を基に、海外展示会への出展や商談の場面に潜む知財リスクと、その対策方法について解説します。

講師:橋本 多香子 氏 橋本国際特許事務所所長・弁理士

○知的財産支援策について

特許や商標などの知的財産権を海外に出願する際の費用補助や、模倣品対策費用の補助など、特許庁の各種支援策を紹介します

◆申込方法

以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20181005/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

TEL:011-709-2311(内線:2586)

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-chizai@meti.go.jp

平成 30 年度「下請取引適正化推進講習会」を開催します
～ 毎年 11 月は下請取引適正化推進月間です ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、11 月 29 日(木)に「下請取引適正化推進講習会」を開催します。

本講習会は、「下請取引適正化推進月間」の事業の一環として開催するもので、下請取引の適正化を一層推進するため、「下請代金支払遅延等防止法」及び「下請中小企業振興法」の趣旨・内容を説明します。

また、今回の北海道胆振東部地震に関連して、親事業者に対し下請事業者への必要な配慮等について要請しましたので、併せて説明します。

◆開催概要

【日時】平成 30 年 11 月 29 日(木)13:30～16:30

【場所】札幌第 1 合同庁舎 2 階講堂(札幌市中央区北 8 条西 2 丁目)

【定員】250 名(先着順・参加無料)

◆プログラム

○下請代金支払遅延等防止法の解説

○下請中小企業振興法の解説

○質疑応答

◆申込方法

以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20181002/index.htm>

申込締切:平成 30 年 11 月 22 日(木)

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

**スマートクッキング実践講座 ベリー省エネ・節電クッキングを開催します
～ クリスマス料理をおいしく楽しく省エネ・節電クッキング ～ **【新規】****

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、家庭で、楽しく省エネ・節電に取り組んでいただくことを目的に、「スマートクッキング実践講座 ベリー省エネ・節電クッキング」を開催します。

当日は、時短テクニックでかしこく節電・節約となるスマートクッキングを、楽しみながら、家庭で簡単に取り組める省エネ・節電術をご紹介します。

◆開催概要

【日時】平成 30 年 12 月 4 日(火)13:00～15:40(開場 12:30)

【場所】ニューオータニイン札幌 2 階「鶴の間」(札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-1)

【定員】150 名(参加無料)お子様の同伴可(託児室有)

◆プログラム

第 1 部

講演:おうちで上手に省エネ・節電!

講師:岡崎 朱実 氏(北海道地球温暖化防止活動推進員)

第 2 部

実演:クリスマス料理 省エネ・節電クッキング!

講師:青山 則靖 氏(フードプロデューサー)

※講師が調理したメニューを試食していただきます。(同伴のお子様の試食品提供はありません。)

◆申込方法

以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/20180928/index.htm>

申込締切:平成 30 年 11 月 2 日(金)

※応募者多数の場合は抽選とします。当選者には、後日事務局から参加証ハガキを郵送します。

◆問い合わせ先

(株)ノヴェロ(事業委託先)「スマートクッキング実践講座事務局」

TEL:011-281-6631

FAX:011-221-2073

E-mail:fourm@novello.co.jp

「これからのエネルギーを考える2018」地域セミナーを開催します【新規】

(北海道)

北海道経済産業局と道は、日本におけるエネルギーの現状や将来の姿についてご紹介し、我が国のエネルギー政策について、道民の皆様にご理解を深めていただくためのセミナーを、全道9か所で開催します。

◆開催地及び日時等

開催地	開催日時	会場
札幌市	10月24日(水) 14:00～15:30	アスティ45 ACU-A16階 大研修室1606 【定員100名】
留萌市	10月29日(月) 13:30～15:00	留萌振興局 2階 講堂 【定員30名】
浦河町	10月31日(水) 14:30～16:00	日高振興局 地下1階 地下会議室 【定員30名】
江差町	11月 2日(金) 15:00～16:30	檜山振興局 3階 301会議室 【定員30名】
倶知安町	11月 5日(月) 13:30～15:00	後志総合振興局 2階 講堂 【定員50名】
根室市	11月 9日(金) 15:30～17:00	根室振興局 3階 大会議室 【定員30名】
北見市	11月15日(木) 14:30～16:00	北見高等技術専門学院 1階 講堂 【定員50名】
旭川市	11月28日(水) 14:00～15:30	上川総合振興局 2階 204会議室 【定員50名】
帯広市	11月30日(金) 13:00～14:30	十勝総合振興局 3階 講堂 【定員50名】

◆対象

消費者、事業者、団体の方

◆プログラム

- これからのエネルギー政策(第5次エネルギー基本計画)について
～ 経済産業省(北海道経済産業局又は資源エネルギー庁)からの説明
- 北海道における新エネルギー導入拡大の取組
- 無理のない節電のお願いについて
～ 北海道 経済部 環境・エネルギー室 からの説明

◆申込方法

参加申込書(下記アドレス参照)に必要事項を記載の上、各開催日の2日前までに、FAX、メール、郵送のいずれかの方法により申込み(定員になり次第受付を締め切らせていただきます)

(リーフレット兼参加申込書)

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/seminar2018.htm>

◆申込み及び問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 地域セミナー担当者

電話 : 011-204-5361

FAX : 011-222-5975

メール : keizai.kanene@pref.hokkaido.lg.jp

**★働き方改革推進に係る包括連携協定★
「一周年記念セミナー」を開催します【新規】**

(北海道)

(株)北洋銀行、(株)北海道銀行、北海道及び厚生労働省北海道労働局は、平成 29 年 10 月 31 日に、4 者の連携協定を図ることで北海道内の働き方改革を推進するため、「働き方改革推進に係る包括連携協定」を締結しました。

この度、締結から一周年を迎えることから、本道における働き方改革を一層推進するため、道内中小企業の企業経営者などに対し、働き方改革に取り組む意義やメリット、具体的な手法などを紹介するセミナーを開催します。

◆ **概 要**

日 時	2018 年 11 月 8 日(木) 14:00～16:00 (受付開始 13:30)
会 場	道庁赤れんが庁舎 2 階 1 号会議室 (札幌市中央区北 3 条西 6 丁目)
定 員	60 名 (先着順、定員になり次第締め切らせていただきます)
対 象	企業経営者、人事労務ご担当者 など
参加費	無料
主 催	(株)北洋銀行、(株)北海道銀行、北海道、厚生労働省北海道労働局

◆ **プログラム**

【第 1 部 14:00～15:00】

○主催者挨拶

厚生労働省北海道労働局 雇用環境・均等部 鈴木 里美

○基調講演

「生産性向上」と「働き方改革」

日本銀行札幌支店長 こたか しょう 小高 咲 氏

【第 2 部 15:10～16:00】

○道内企業事例の紹介

特定社会保険労務士 本間 あづみ 氏

○パネルディスカッション

<テーマ>

道内中小企業における「働き方改革」の取組について

<コーディネーター>

特定社会保険労務士 本間 あづみ 氏

<パネリスト>

(株)北洋銀行 地域産業支援部 常務執行役員審議役 塚見 孝成

(株)北海道銀行 顧問 齋藤 均 (前トヨタ自動車北海道(株)取締役技術部長)

北海道 経済部雇用労政課 働き方改革推進室長 大矢 邦博

厚生労働省北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課長 八島 寿春

◆ **お申し込み方法**

詳細は下記の WEB サイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/kinenseminar301108.htm>

◆ **お問い合わせ・お申し込み先**

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室 (担当:輿水)

TEL:011-204-5354(直通) FAX:011-232-0159 E-mail:keizai.korou3@pref.hokkaido.lg.jp

若手社員向け研修会「コミュニケーションアップセミナー」
管理職向けセミナー「若手社員職場定着セミナー」
就職活動前に地域の企業を広く知るための企業展示会「じもと×しごと発見フェア」を開催します。
【更新】（北海道）

多くの地域で人口減少が進み、労働力不足が深刻さを増す中、力強い本道経済の構築のためには、経済活動を支える人材の確保が重要な課題となっています。

このため北海道では、地域の企業や仕事を広く知ってもらうために、自社製品の展示や業務の実演、体験を交えて、地域の企業の魅力や仕事内容をわかりやすく紹介することを目的に、地域の就活前の高校生を対象とした「じもと×しごと発見フェア」を道内各地で開催するほか、若者の職場定着に向け、おおむね学卒後3年以内の若手社員を対象とした「コミュニケーションアップセミナー」や離職問題に対する意識啓発と職場定着向上のための取組の促進を目的とした企業の管理職の方などを対象とする「若手社員職場定着セミナー」を予定しています。

今のところの開催予定は次のとおりです。出展についてご興味のある方はお問い合わせください。

◆今後の開催予定(日程等決定次第順次お知らせします)

1. じもと×しごと発見フェア

開催場所	日 時
留萌振興局講堂(留萌市住之江町2丁目1-2)	11月1日(木) 12:45~14:30
新ひだか町公民館(新ひだか町静内古川町1丁目1番2号)	11月6日(火) 15:00~17:00
フォーポイントバイシェラトン函館(函館市若松町14番10号)	11月8日(木) 14:00~16:45
旭川地場産業振興センター(旭川市神楽4条6丁目1-12)	11月12日(月) 13:30~18:00
宗谷総合振興局講堂(稚内市末広4丁目2-27)	11月14日(水) 15:30~17:00

2. 若手社員向け研修会「コミュニケーションアップセミナー」

開催場所	日 時
中標津経済センター(中標津町東2条南2丁目1番地)	11月16日(金) 13:30~15:30
釧路市観光国際交流センター(釧路市幸町3-3)	11月21日(水) 13:30~15:30
とかちプラザ(帯広市西4条南13丁目1)	11月22日(木) 13:30~15:30

3. 管理職向けセミナー「若手社員職場定着セミナー」

開催場所	日 時
中標津経済センター(中標津町東2条南2丁目1番地)	11月16日(金) 13:30~15:30
釧路市観光国際交流センター(釧路市幸町3-3)	11月21日(水) 13:30~15:30
とかちプラザ(帯広市西4条南13丁目1)	11月22日(木) 13:30~15:30

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ TEL011-204-5099(直通)

「健康経営優良法人 2019（中小規模法人部門）」認定の申請受付が始まりました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として社会的に評価される環境を整備することを目的として、「健康経営優良法人認定制度」を創設し、「健康経営」の普及・促進に向けて取り組んでいます。

本制度を運営する日本健康会議では、「健康経営優良法人 2019（中小規模法人部門）」の認定申請受付を開始しました。

◆申請から認定までの流れ

認定までの流れや申請方法など制度の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

＜申請する際の留意事項（必須要件）＞

所属する保険者が実施している「健康宣言」等にご参加ください。

※保険者による健康宣言の取組の有無については、所属されている保険者にお問い合わせください。

※保険者とは、健康保険の保険者（全国健康保険協会、健康保険組合等）を指します。

申請締切：平成 30 年 11 月 30 日（金）消印有効

◆プログラム

第 1 部

講演：おうちで上手に省エネ・節電！

講師：岡崎 朱実 氏（北海道地球温暖化防止活動推進員）

第 2 部

実演：クリスマス料理 省エネ・節電クッキング！

講師：青山 則靖 氏（フードプロデューサー）

※講師が調理したメニューを試食していただきます。（同伴のお子様の試食品提供はありません。）

◆申請先

申請書の提出先は、加入する保険者により以下のとおり異なります。

○全国健康保険協会（協会けんぽ）は健康経営優良法人認定事務局

○健康保険組合は健康保険組合（健康保険組合連合会において取りまとめの上、認定事務局に提出されます）

○全国土木建築国民健康保険組合は全国土木建築国民健康保険組合 健康支援室（土木建築国保組合において取りまとめの上、認定事務局に提出されます）

○上記以外の国民健康保険組合、共済組合（保険者が「健康宣言」事業を実施している必要があります）は健康経営優良法人認定事務局

◆健康経営とは

健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。

企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がるのが期待されます。

商品の魅力を伝える「新しい」パッケージデザインを募集します
～ パッケージデザインコンテスト北海道 2018 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、デザイン活用の重要性や知的財産としての権利保護の必要性を多くの人に知っていただくため、北海道内の食品や日用品を対象に優れたパッケージデザインを募集し、展示する「パッケージデザインコンテスト北海道 2018」を実施します。

今回の募集は、選定した食品や日用品 10 商品に対し、全国からパッケージデザインを広く募集するものです。

◆対象商品

デザインの対象は、以下の 10 社 10 商品の中から自由にお選びください。
複数商品へのエントリーが可能です。

- ・「真鱈のポンタラ」(株)うるこ市[稚内市]
- ・「乾燥石狩鍋セット」(株)ショクラク[石狩市]
- ・「折り畳み長靴 パッカブル」第一ゴム(株)[小樽市]
- ・「ほくほくスイートポテト」(株)四季舎[苫小牧市]
- ・「COFFEE SPOON & MUG」円館工芸舎[美幌町]
- ・「すずらんみそ／塩糍の素 三五八(さごはち)」太田醸造(有)[訓子府町]
- ・「ゆめぴりか」山本農園[森町]
- ・「たらこの佃煮」(株)カネト水産[古平町]
- ・「ハスカップの炭酸入り焼酎用割材」(株)丸善市町[苫小牧市]
- ・「シニア向けヘルスケアフード」(株)Hokkaido Products[札幌市]

募集締切:平成 30 年 12 月 4 日(火)

※事前にエントリーが必要です。

エントリー締切:平成 30 年 11 月 22 日(木)

◆賞の設定

- ・グランプリ(北海道経済産業局長賞) 1 作品[賞状・記念品]優秀賞作品の中から最も優れた作品 1 点に授与
- ・準グランプリ(札幌市長賞) 1 作品[賞状・記念品]優秀賞作品の中から優れた作品 1 点に授与
- ・優秀賞 8 作品[賞状・記念品]対象商品ごとに最も優れた作品 1 点に授与
- ・審査委員賞 3 作品[賞状]外部審査委員が 1 作品ずつ選出
- ・入選 10 作品[賞状]応募作品の中から優れた作品を選出
- ・学生奨励賞 3 作品[賞状]学生が応募した作品の中から優れた作品を選出

※グランプリ、準グランプリに選ばれた場合、優秀賞の授与はありません。

◆応募方法

応募方法、募集要項等の詳細は当局の特設ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/package2018/wanted.html>

◆応募・問い合わせ先

パッケージデザインコンテスト北海道 2018 事務局((株)ノヴェロ内)

TEL:011-281-6631

モバイルバッテリー等の事故に注意してください【新規】

(北海道経済産業局)

災害時に重宝されるモバイルバッテリーやカセットこんろ、近年では一家に一つはある製品ではないでしょうか。

道内では、北海道胆振東部地震以降、両製品の品薄状態が多く見受けられ、その需要の高さがうかがえますが、安価な海外製品も多く販売され、説明書が添付されていない製品や、その手軽さから注意事項等を読まれない方も多いかと思えます。

しかしこれらの製品は、適切に使用しなければ大きな事故を引き起こします。

今一度、ご自身が使用している製品状態や使用方法を確認し、事故の防止に努めてください。

◆モバイルバッテリーの事故

モバイルバッテリーは、近年、リチウムイオン蓄電池搭載の高容量で安価な製品が多数発売され、需要の高まりとともに、事故報告の件数も増加しています。

リチウムイオン蓄電池は、電気をため込むセル部分と、充放電の際の保護回路で構成されており、このいずれかに不具合が生じた際には、破裂、火災などの事故が起こります。

また、スマホ、タブレットなど、リチウムイオン蓄電池が搭載された製品も、同様の事故が発生する可能性があります。

◆カセットこんろの事故

ガスボンベをセットするだけで、どこでも調理が出来るカセットこんろ。手軽に持ち運べ、災害時にも活躍してくれる便利なものですが、使い方を間違えるとボンベが爆発し大きな事故につながります。

モバイルバッテリー及びカセットこんろ事故のそれぞれの主な要因と対策は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/20181002/index.htm>

「健康食品」の悪質な電話勧誘にご用心【新規】

(北海道経済産業局)

高齢者の健康への関心や不安につけこむ悪質な電話勧誘が多数発生しています。根拠のない効能を告げられる、しつこく勧誘されるなど、本当は購入したくない高額な健康食品を購入させられる被害が跡を絶ちません。不要な健康食品の勧誘電話に対しては、はっきりと「要りません。」と断り、電話を切りましょう。

◆トラブルに遭わないための5つのポイント

○見知らぬ業者からの突然の電話には用心しましょう。

突然の電話で会社名や担当者名を名乗らず、「お体の調子はどうですか。」などと親しげに健康の話題や世間話など様々な勧誘トークで消費者の気を引こうとする電話には用心。

○話を長引かせずに早く断り、電話を切りましょう。

断るときは、「要りません。」と大きな声で、はっきりと言いましょう。

○「お試し品」には注意しましょう。

最初は比較的安価な「お試し品」を購入させて、その後の電話勧誘で高額な健康食品を購入させられるケースが多数発生しています。「お試し品」は安価かも知れませんが、その健康食品が本当に必要か一度電話を置いて考えることも大切です。

○医薬的な「効能」をうたう勧誘に用心しましょう。

健康食品を摂取することで、「糖尿病に効きます。」、「薬の効果が早くなります。」、「癌にもならない。」などとあたかも病気の治療や予防などの効能をうたうことは法律で禁止されています。健康食品はあくまでも「食品」です。

○不要な健康食品を購入してしまったら。

契約後、8日以内であれば、クーリング・オフ(契約解除)が可能です。届いた健康食品は開封せず、当局消費者相談室やお近くの消費生活センターへご相談ください。

クーリング・オフが可能な期間が経過後も契約を解除できる場合もあります。あきらめずに相談しましょう。

◆相談機関

困ったときは、当省消費者相談室又は各経済産業局消費者相談室のほか、お近くの消費生活センターにご相談ください。

相談窓口一覧

【URL】 http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html#p07

「消費者ホットライン」188

【URL】 http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/

全国の消費者センター等

【URL】 <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

「知的財産権活用企業事例集 2018」を発刊しました【新規】

(北海道経済産業局)

特許庁では知的財産権を武器に様々な分野で活躍している中小企業 52 社の取組事例を紹介した「知的財産権活用企業事例集 2018」を刊行しました。

本書は同様の課題を抱える経営者が、新たな取組に挑戦する際のヒントとして活用しやすいよう、事例を分野別に整理し、知財キーワードでも検索できるようになっています。

北海道からは、「丸共バイオフーズ(株)」、「(株)FJ コンポジット」、「(株)光合金製作所」の 3 社の取組事例が紹介されています。

◆掲載されている道内の取組事例（掲載順）

○丸共バイオフーズ(株)[稚内市]

＜北海道産の天然魚をもとに大学との共同研究により、機能性食品を製品化＞

- ・カスベの軟骨を原料とした「コンドロイチン硫酸の製造方法」を確立し、バイオベンチャーを立ち上げる。
- ・大学や研究機関との共同開発により特許権を取得。
- ・特許を取得した製法を用いた機能性食品の本格生産を開始。特許を強みにして製品の市場拡大を目指す。

○(株)FJ コンポジット[千歳市]

＜競争力のある製品の特許取得し、市場において高いシェアを獲得＞

- ・有用性の高い技術の事業化に向けて起業。研究開発を重ね、「S-CMC」(銅とモリブデンの異種金属接合)の技術確立し、特許権を取得。
- ・必要な技術を見極めて特許権利化の可否を判断。海外へ事業展開を行うため、各国で権利を取得。
- ・競争力のある製品を開発し、携帯電話基地局用デバイスなどの市場で高いシェアを獲得。

○(株)光合金製作所[小樽市]

＜長年培った技術の特許化で、シェア拡大や他社製品との差別化を実現＞

- ・不凍給水栓の研究開発を進める中、苦心して開発した自社の技術を模倣した製品が出回ったことをきっかけに、知財の重要性に着目。
- ・社内に知的財産室を設置して特許情報を活用した研究開発や出願戦略を推進。
- ・知財の取得・活用により、市場におけるシェアの維持拡大や他社製品との差別化を実現。

事例集は以下のウェブサイトからダウンロードできます。

【URL】 http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/kigyuu_jirei2018.htm

一目でわかる北海道経済（英語版・中国語版）を取りまとめました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、この度「一目でわかる北海道経済（英語版・中国語版）」を取りまとめました。

本資料は、最新の北海道の人口、雇用、主要産業の売上高の推移、企業の海外展開の状況、物流等のデータを図表などで視覚的にわかりやすく捉えることで、海外の方が北海道企業とのビジネスを検討する際の一助となることを目的としています。

本資料のダウンロードは、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokia/20181009/index.htm>

オール北海道で外国人ドライブ観光を促進する新たな枠組みを構築！
～北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を公募～

(北海道開発局)

- 北海道開発局は、昨年度、株式会社ナビタイムジャパン(本社:東京都港区)を協働実施者として、同社が開発・運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」を活用し社会実験を実施しました。この社会実験により把握したデータから、外国人ドライブ観光を促進することで、外国人観光客を道内地方部へ誘導できる可能性があることがわかりました。このことを踏まえ、北海道開発局と株式会社ナビタイムジャパンは本年4月に協定を締結し、外国人観光客の移動経路等データの継続的な把握に取り組んでいます。
- これらのデータを地方公共団体や観光関係団体等と共有することにより、オール北海道で外国人ドライブ観光を促進するため、新たな枠組みとして、「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」を設立しました(平成30年6月28日)。
- 現在、このプラットフォームに参加いただける地方公共団体・観光関係団体等を募集しております。詳細は以下を参照いただければと存じます。

◆プラットフォーム概要

- (1) 名称:「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」
- (2) 事務局:国土交通省北海道開発局開発監理部開発連携推進課
- (3) 目的:(株)ナビタイムジャパンが運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」から得られる外国人観光客のデータを共有し有効に活用することで、北海道における外国人ドライブ観光の促進を図ることを目的とする。
- (4) 活動内容:①北海道における外国人ドライブ観光促進のための活動に関すること
②外国人観光客データを収集するために行うアプリ等のPR活動に関すること
③外国人観光客のデータ分析及び評価に関すること
④その他、目的達成のために必要な活動に関すること
- (5) 構成員:(3)の目的に賛同する国、地方公共団体、観光関係団体等により構成
※平成30年6月28日時点の構成員は次のとおり
北海道運輸局、北海道、(公社)北海道観光振興機構、(一社)日本自動車連盟北海道本部、北海道地区レンタカー協会連合会、(一社)札幌地区レンタカー協会新千歳空港レンタカー協議会、(一社)シーニックバイウエイ支援センター、北海道地区「道の駅」連絡会、東日本高速道路(株)北海道支社、(株)ナビタイムジャパン

▼「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」に関する募集内容等、詳細は以下のURLから御確認願います。

(北海道開発局ホームページ↓)

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx.html>

※募集期間は定めておりません。随時募集しております。

▼「平成29年度北海道ドライブ観光促進社会実験」の実施結果はこちらを御覧下さい。

(社会実験実施結果概要↓)

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat0000017w61.html>

▼「Drive Hokkaido!」(8月9日リニューアル※韓国語追加)は以下のURLからダウンロードいただくことが可能です。

<http://hokkaido-travel.navitime.jp/inboundstorage/hkd/contents/html/driving/> (Internet explorer非対応)

＜北海道ドライブ観光促進プラットフォームに関するお問合せ先＞

◆北海道ドライブ観光促進プラットフォーム事務局(北海道開発局開発監理部開発連携推進課)

TEL:011-709-2024(直通) FAX:011-746-1032 E-mail: hkd-ky-drivedate@ml.mlit.go.jp